

とだの暮らしを めいっぱい楽しもう

市のサービスを活用して地域に根ざした生活を送ることで、環境にもまちにも、自分にも優しい毎日を過ごすことができます。



「ごみの出し方を守ってエコライフ

資源物

■カン・金属類

ビール缶、ジュース、缶づめ、生ダル缶、茶筒、菓子缶、その他金属類(銅、ステンレス、真鍮)



青い大きなカゴへ入れる
中を洗ってから出してください
持ち出しに使った袋は出さないでください



一缶(180)以上の大きさのもの、40cm以上のもの ▶粗大ごみ

■スプレー缶・カセットコンロ用ガスボンベ

スプレー缶が原因と思われる爆発事故が、ごみ収集車両や蕨戸田衛生センターで発生しています。スプレー缶を正しく出し、事故をなくしましょう。



資源の日に白色または透明の袋に入れて出す(資源カゴには入れないでください)
必ず中身を使い切ってください
火の気がなく、風通しのよいところで穴をあけてください

■ビン類

生きビン
ビールビン(大・中・小)、日本酒の一升瓶(1.8ℓ)、ウイスキーボトル



雑ビン
生きビン以外のガラスビン(ワンウェイビン)



中を洗ってから出してください

■布類

シャツ、ズボン、ジーンズ、くつ下、コート、ジャンパー、セーター、カーテン、毛布、シーツ、タオルケット



白色・半透明、透明の袋に入れて出す
資源にならない布類(ふとん、こたつふとん、ペットハット、ホットカーペットカバーなど)
▶粗大ごみ

■紙類

4種類に分け、紙ヒモなどでしばって出す
新聞、チラシ
ダンボール
雑誌、本、ノート、辞典(としてあるもの)
紙バック



上記以外の紙類 ▶その他の紙類
切り開いて水洗いし、乾かしてから出してください

もやさないごみ

■ペットボトル

ペットボトルマークのあるもの(飲料水、酒類、しょうゆ)
PET
マークのないペットボトルは「その他のプラスチック類」として出してください



①必ずキャップとラベルをとる

金属のキャップ
②危険物等
プラスチックのキャップ
③その他のプラスチック類
ラベル
④その他のプラスチック類



⑤中をよく水洗いする
⑥つぶす

■その他のプラスチック類(ペットボトル以外のもの)

プラスチック製品(ペットボトルは除く)、発泡スチロール・トレー、ビニール製品、菓子袋、冷凍食品の袋など

白色・半透明、透明の袋に入れて出す



汚れを洗い落としてから出してください
汚れや食べかすなどのついたもの、中が洗えないもの、カセットテープ、ビデオテープ、CDなど ▶もやすごみ

■その他の紙類(新聞、ダンボール、雑誌、紙バック以外のもの)

ハガキ、封筒、包装紙、中に銀の紙がはってある紙バック、紙箱



ひもではばって出す



白色・半透明、透明の袋、紙袋に入れて出す

汚れや食べかすなどのついたもの、シュレッダー<す> ▶もやすごみ

■その他のもやさないごみ類

体温計、血圧計、蛍光灯、乾電池
消火器、バッテリーは、そのまま出してください



■危険物等

ガラス類、セトモノ類、フライパン、やかん、炊飯器(40cm以下)、小型家電製品(ドライヤー、電話機、小型ラジオ、電気ひげそりなど)、傘、花ビン類、使い捨てカイロ、使い捨てライター



黄色または赤い箱にそのまま入れる
危険なものは紙袋に包んでください
割れものはガムテープをはるなどして飛び散らないようにしてください



もやすごみ

写真、シュレッダーくず、アルミホイル、靴・サンダル・長靴、革製品、CD・DVD、レコード、ビデオテープ、カセットテープ、まくら(40cm以下のもの)、枝・板きれ(40cmより小さく切り、ひもで束ねてください。太さ5cmまで)、ぬいぐるみ(40cm以下のもの)、生ごみ(水気をよく切ってください)、紙おむつ(汚物を取り除き紙に包んでください)



その他のごみ

パソコン
家庭から出される使用済みパソコンは、メーカーで回収を行います。市では収集しませんので、メーカーに回収を依頼してください。



エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機
家電リサイクル法により、市では収集しません(乾燥機は平成21年4月1日以降)。



最新情報・詳細はこちら…

環境クリーン室

☎441・1800(内線390)
☎433・2200
🌐http://www.city.toda.saitama.jp/159/158969.html

参考パンフレット

毎年4月に全戸配布しています。また、環境クリーン室や粗大ごみ収集券を販売している公共施設で配布しています。



ごみ収集日一覧表

(休み 1月1・2・3日、勤労感謝の日(または、その振替休日)、12月31日)

地区	資源物の日	もやさないごみの日	もやすごみの日
喜沢1・2丁目、下戸田1・2丁目、中町1丁目	月	火	水・土
中町2丁目、喜沢南1・2丁目、川岸1・2丁目、下前1・2丁目	木	金	水・土
上戸田1~5丁目、大字上戸田、大字新曽、大字下笹目	土	月	火・金
本町1~5丁目、戸田公園、南町、川岸3丁目	土	木	火・金
新曽南1~4丁目、笹目南町、氷川町1~3丁目、早瀬1・2丁目、笹目5~8丁目	火	水	月・木
笹目1~4丁目、笹目北町、美女木1~8丁目、美女木東1・2丁目、大字美女木	金	土	月・木

ごみは収集日当日に朝8時までに出しましょう。収集日前に出すと、動物が食べ散らかしたり、不審火の原因になりますので、ごみ出しのルールを守りましょう。

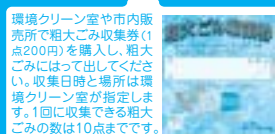
粗大ごみ

(申込 環境クリーン室へ連絡してください)

ポリタンク(18ℓ以上)、ふとん(2枚まで1点)、座布団(5枚まで1点)、タンス、イス、自転車(盗難防止シールをはがす)、ソファ、じゅうたん

▶1辺が40cm以上のものは通常のゴミとしては収集せず、粗大ごみとして収集しています。

◎蕨戸田衛生センター(〒戸田市美女木978-0421・2801)に直接持ち込みの場合は無料になりますので、同センターへ連絡してください。



▶粗大ごみ収集券

市で収集できないごみ

燃料・塗料・薬品、ガスボンベ、ピアノ、ブロック・コンクリート・土砂・石、浴槽、畳、自動車・自動車部品・タイヤ・ホイール、オートバイ(50ccより大きいもの)、金庫

処理方法
購入店に引き取ってもらうか廃棄物処理許可業者に依頼してください(住居の改修や改装の際に出た廃棄物は工事請負業者に引き取ってもらうてください)。



「町会・自治会に加入しましょう」



「町会・自治会の主な活動内容」

市内には46の町会・自治会があります（平成21年1月1日現在）。市刊行物を各世帯に届けたり、町内回覧をまわしたり、また、住民同士の交流や親睦を深めるため、夏祭りや運動会を開催するなど、地域コミュニティの形成に大きな役割を担っています。また、町会が自主的に行っている防犯活動や自主防災組織の設置は、安全で安心できるまちづくりには欠かせません。皆さんも町会・自治会に加入し、同じ地域に住む人同士が、お互いに助け合い、支え合うまちをつくりあげましょう。

「市刊行物の配布・回覧」

「広報戸田市」をはじめとする市の刊行物や町内回覧をご自宅に届けます。

「自主防災組織の設置」

災害時に備え、各町会が自主防災組織を設置し、自主的な防災訓練や近隣地域との協体制の整備を行っています。

「環境美化活動」

530(ゴミゼロ)運動をはじめとする環境美化活動や、ごみ集積所の維持管理、公園の清掃などを行っています。

「レクリエーション活動」

夏祭りや運動会などのイベントを開催しています。

「防犯活動」

夜間防犯パトロールや登下校時の子どもの見守り、防犯灯の管理などを行っています。

「社会福祉活動」

共同募金などへの募金を呼びかけ、地域福祉に積極的に協力しています。

最新情報・詳細はこちら… コミュニティ推進課

- ☎ 441-1800(内線435)
- ☎ 433-2200
- 🌐 <http://www.city.toda.saitama.jp/439/438623.html>

参考パンフレット
きずな
コミュニティ推進課で配布しています。



「自転車は駐車場に止めましょう」

「戸田公園駅、戸田駅、北戸田駅に、市営の自転車駐車場があります。」

市内3駅に、市営の自転車駐車場があります。一時利用もできるので、駅周辺のきれいな生活環境を保つためにも、利用しましょう。

年間登録手数料	学生	市民	市外居住者
自転車	一般 4,200円	6,300円	6,300円
原動機付自転車	学生 5,250円	7,870円	7,870円
	一般 7,350円	11,020円	11,020円

一時利用料金 ▶ 自転車100円、原動機付自転車200円

対象 ▶ 鉄道を利用して通勤・通学する人で、居住地・通勤・通学先が最寄り駅からおおむね500m(市外居住者は1,000m)の範囲を超えた所にあり、自転車または原動機付自転車(排気量50cc以下に限る)を利用する人
▶ 社員証や学生証などの確認をさせていただきます。

登録期間 ▶ 4月1日～翌年3月31日 ▶ 1年ごとに抽選
申込 ▶ 「自転車駐車場利用申請書」を各自転車駐車場管理棟または防犯くらし交通課へ提出してください。

🌐 <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8545.html>

「放置自転車の撤去と返還」

駐車場に止めずに放置してある自転車は撤去し、保管場所へ移送します。

「返還方法」

時間 ▶ 月～土曜日、午後1時～5時 日曜日、午前9時～午後5時
◎ 祝日(祝日が日曜日の場合はその翌日)、年末年始、毎年2月第3土曜日とその翌日は休み。

撤去料金	◎1台につき	持ち物
自転車	2,100円	身分証明書(運転免許証など、引き取り人であることを証明するもの)、合鍵
原動機付自転車	3,150円	

問い合わせ 撤去自転車等保管所 ☎ 422-0890

保管場所 ▶ 戸田市目7-20-11

路線バス ▶ 敷54 / 下せ目行「目田市営住宅前」下車
戸田市コミュニティバス ▶ 南西循環「早瀬公園」下車

「まちの情報をお知らせします」

「広報・広聴活動」

市の情報をお知らせし、また、市へのご意見をいただくことで、よりよい市政の実現を目指しています。

市勢要覧 ▶ 戸田市の政策や産業、歴史、文化などを幅広く紹介しています。



とだガイド ▶ 戸田市内全域の地図です。市内公共施設も紹介しています。英語版もあります。

「広報戸田市」

市の事業やイベント、講座などの情報をお知らせしています。



時期 ▶ 毎月2回 ▶ 1日、15日発行。1、8、12月は1日号のみ
場所 ▶ 各家庭には、町会・自治会を通して配布しています。なお、市役所、市内公共施設のほか、金融機関、大型店舗、市内JR埼京線3駅でも配布しています。また、市ホームページでも閲覧することができます。

「テレビ広報「ふれあい戸田」」

月に1テーマ(年間12テーマ)を取り上げ、市が重点的に取り組んでいる事業などを映像で紹介する、市の広報番組です。

内容 ▶ テレ玉(UHF38ch、地デジ3ch) 毎週日曜日、午前9時15分～
JCN埼玉(9ch) 毎月第1-3日曜日の次の月曜日から日曜日(月間14日間) 午後8時50分～
▶ 10分番組
▶ 市ホームページでも閲覧することができます。



「市民の声」

市政に対する提案、意見、要望などを受け付けています。皆さんからのご意見を市政に反映させ、より市民満足度の高い行政サービスの実現を目指しています。

受付 ▶ 市民の声箱 ▶ 市役所、市内6公共施設、文化会館、市内JR埼京線3駅に設置
▶ FAX 431-6790
▶ インターネットメール(市長への手紙)
mayor@city.toda.saitama.jp

「戸田市内めぐり」

市内公共施設などの施設見学や体験学習を通じて、戸田市の魅力を感じ、戸田市への親しみを深めていただくことを目的に、年2回実施しています。

最新情報・詳細はこちら… 政策秘書室

- ☎ 441-1800(内線423)
- ☎ 431-6790
- 🌐 <http://www.city.toda.saitama.jp/6/5291.html>

最新情報・詳細はこちら… 防犯くらし交通課

- ☎ 441-1800(内線286)
- ☎ 433-3358
- 🌐 <http://www.city.toda.saitama.jp/9/8545.html>

「いやしの時間を提供します」

「戸田市保養所「白田の湯」」

場所 ▶ 静岡県賀茂郡東伊豆町白田321-7
☎ 0557-23-0890

「白田の湯」は、四季折々の山海の幸と、温泉に恵まれた、日ごろの疲れを癒やすのに最適な場所です。



申込 ▶ 防犯くらし交通課保養所予約担当(☎433-2213)へ電話でお申し込みください。インターネットによる利用申し込みもできます。
未就学児 ▶ 無料 ▶ 布団を使用する場合、11歳以下の宿泊料が必要です。
◎「市内」は、市民および市内在勤者とその同居家族です。
◎合計金額は、大人用の食事料金で計算しています。

宿泊料	夕食	合計
市内12歳以上 2,650円	大人 2,000円	市内12歳以上 5,300円
市外 3,900円	子ども 900円	市外 6,550円
市内11歳以下 2,500円	朝食	市内11歳以下 5,150円
市外 3,750円	650円	市外 6,400円

宿泊料免除 ▶ 65歳以上であることがわかる証明書(ふれあいカードなど)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている市民とその介護人(1人)は宿泊料が免除されます。

「土に親しむ広場」

草花や野菜の栽培ができる市民農園を利用できます。◎市内に15カ所(平成21年1月1日現在)

対象 ▶ 市内在住で、年間を通して草花・野菜の栽培ができる人
期間 ▶ 1年間
▶ 更新手続きにより3年間継続して使用できます。
料金 ▶ 年額4,400円 ▶ 2年以降4,800円
面積 ▶ 1区画約15㎡
申込 ▶ 毎年、広報戸田市2月1日号で募集しています。



問い合わせ 経済振興課 ☎ 内線397
🌐 <http://www.city.toda.saitama.jp/7/6960.html>



上水道

水道の利用開始・休止

引っ越しなどで、水道を使い始めたり止めたりするときは届け出が必要です。

電子申請サービスもご利用ください

水道の使用開始と使用中止の申請がインターネット(24時間365日体制)でもできますので、ぜひご利用ください。

転入・市内転居時の届出

新たに戸田市へ転入した場合や、市内転居した場合は、以下の方法でご連絡ください。

①部屋のポストの中、またはドアにかかっているビニール袋に「入居されたお客様へ」と書かれたハガキが入っています。必要事項を記入し、すみやかに投函してください。

②ハガキがない場合は、お電話ください。
◎無断で使用された場合、停水処分となる場合があります。

転出・転居時の届出

引っ越しなどで水道を止める場合は、引っ越しをする日の1週間前までにご連絡ください。その際、以下のことをお聞きしますので、決まり次第ご連絡ください。

- ①水道使用を中止する日
- ②引っ越し先の住所・電話番号
- ③精算方法(現地精算、納入通知書、口座振替)
- ④無届けで転出・転居された場合、その後の使用料の負担が生じる場合もあります。

水道使用料

水道料金は、メーターから計量した使用水量に基づいて算定します。検針および料金の請求は、2か月に1回となっています。

- ◎検針は2か月の間に水道の使用を開始、または止めたときは、その使用日数に応じた基本料金に当該従量料金を加算した額を請求します。
- ◎水道料金を指定納期限内にお支払いいただけない場合、給水を停止することがありますので、ご注意ください。

検針業務

市の職員ではなく民間業者に委託をしています。委託業者は、必ず身分証明書を携帯しています。不審点がありましたら、身分証明書の提示を求めて確認してください。



- ◎検針月は地区によって異なります。戸田市全体を2つに分けて東側を奇数月に、西側を偶数月に検針を行っています。
- 戸田市水道料金等事務受託者
株式会社日本ウォーターテックス
- 業務内容
検針・使用開始、休止の受付・収納、料金調定などの事務

支払方法

支払方法には、「納入通知書」と「口座振替」の2種類があります。

- 納入通知書
検針月の月末に「上下水道使用料金のお知らせ(納入通知書)」と書かれたハガキをお送りします。期限内に金融機関、コンビニエンスストア、水道部窓口でお支払いください。
- 口座振替
ゆうちょ銀行を利用する人
◎検針月の翌月12日に引き落とし
- 銀行・信用金庫・農協を利用する人
◎検針月の翌月15日に引き落とし

水道料金表

水道料金は、上水道料金と下水道料金を合計した額(2か月分)を請求しています。

上水道料金(2か月分)◎

口径	料金	従量料金 ◎1㎡につき	使用水量	料金
13mm	714円		1㎡~20㎡	47.25円
20mm	1,302円		21㎡~40㎡	84.00円
25mm	1,764円		41㎡~60㎡	126.00円
40mm	4,620円		61㎡~100㎡	168.00円
50mm	11,970円		101㎡~200㎡	210.00円
75mm	22,050円		201㎡以上	273.00円
100mm	43,470円		1㎡~400㎡	57.75円
150mm	121,170円		401㎡以上	84.00円

下水道料金(2か月分)◎

使用水量	料金
0㎡~20㎡	1,260円
21㎡~40㎡	◎1㎡につき 12.60円
41㎡~100㎡	57.75円
101㎡~200㎡	74.55円
201㎡~400㎡	81.90円
401㎡~1,000㎡	101.85円
1,001㎡~2,000㎡	115.50円
2,001㎡~10,000㎡	142.80円
10,001㎡以上	163.80円
公共浴場汚水	21.00円



下水道

下水道の役割

公共下水道が整備されると、汚水を浄化処理できるようになり、家庭から排出される生活排水によって川や海を汚すことがなくなります。

水洗便所改造資金融資

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合や浄化槽を取り壊して下水道管に接続する場合、一定の条件を備えていれば、資金をあっせん融資します。

- ①貸付金額 50万円を限度として1万円単位
◎改造工事1か所当たり
- ②返済利率 年2.3% ◎変動金利
- ③償還方法 42か月(月賦返済・元利均等払い)
◎一括返済もできます

水洗便所改造資金補助制度

下水道処理区域の供用開始の公示日から3年以内に改造工事をした場合、補助を受けることができます。

- ①利子補助制度 ◎改造資金のあっせんを受けて、全額返済した場合、返済金にかかる利子相当額を補助します。
- ②補助金制度 ◎改造資金のあっせんを受けない場合は、改造工事1か所につき、2万円まで補助します。

問い合わせ 下水道課 ◎内線355
◎<http://www.city.toda.saitama.jp/9/8147.html>

最新情報・詳細はこちら...

水道部業務課

- ◎441・1800(内線256)
- ◎444・1609
- ◎<http://www.city.toda.saitama.jp/8/7157.html>

参考パンフレット みずのめぐみ

水道事業の経営情報や事業計画などをお知らせしています。毎年5、11月に全戸配布しています。また、市役所や美世支所、市内公共施設で配布しています。



水道のことで困ったときは



漏水の確認方法

漏水を調べるには、まず敷地内にある水道の蛇口をすべて閉めましょう。その後、水道メーターのパイロットマーク(メーターの中についている銀色の小さなコマ)を調べ、少しでもパイロットマークが回っていたら、どこかで水が漏れていることになります。すぐに修理を依頼してください。

- ◎地上水道管の漏水、水漏し、漏水器、給湯器などが原因の漏水で、通常より多額な請求があったとしても、その金額に対する水道料金の減額制度はありません。
- ◎その他の場合は、状況によって、減額の対象となる場合がありますので、水道部業務課までご連絡ください。

修理依頼・問い合わせ 戸田市指定給水装置工事事業者

◎<http://www.city.toda.saitama.jp/8/7139.html>

水が出ない

- ◎隣近所を調べても自分の家だけ水が出ない場合 ◎止水栓(バルブ)が開いているか確認してください。
- ◎マンションなどの場合 ◎受水槽やポンプの故障も原因と考えられます。
- ◎近所一帯で、突然水が出なくなった場合 ◎事故による断水が原因と考えられます。
- ◎水道工事などで一時的に断水する場合 ◎事前にチラシなどを配布しお知らせします。



蛇口からの水の出が悪い 以前より弱くなった

家の中のどこかや、道路側、水道メーターの周りで水がしみ出ている、ということが考えられます。また、古い建物に配管されている鋼管・鉄管などの内面についたさびや、水道管内の腐食によるつまりなどが原因です。

蛇口から、赤水や濁り水が出てきた

主な原因として、配水管(本管)の工事、火災に伴う消火栓の使用、断水などによる水圧・水流の変化が考えられます。また、建物内の水道管が老朽化し、管内の鉄さびが赤水となって出てくる場合があります。赤水や濁り水が出た場合には、飲用は避け、きれいになったことを確認してから利用してください。

問い合わせ 水道部施設課 ◎内線252

浄化槽

下水道未整備地域は、浄化槽法により合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。また、浄化槽を使用する場合は、その機能を維持するために定期的に浄化槽の保守点検、清掃を行うこと、法定検査を受けることが法律で定められています。

保守点検 浄化槽の点検・調整・修理の作業です。浄化槽の規模や処理方式により点検の回数が定められています。
◎委託する場合は、県知事の登録を受けた業者と契約してください。

問い合わせ 埼玉県中央環境管理事務所 ◎048-822-5199

清掃 浄化槽内に生じた汚泥などの引き抜きや調整、機器類を洗浄する作業です。清掃は、年に1回以上実施しなければなりません。
◎委託する場合は、市の許可を受けた業者と契約してください。

問い合わせ 環境クリーン室 ◎内線390

法定検査 浄化槽の維持管理が適正に行われ、浄化槽の機能が確保されているかを確認します。保守点検および清掃とは別に、必ず年1回受けなければなりません。
◎新規に設置された浄化槽は、使用開始後3か月を経過した日から5か月の間に水質検査を行わなければなりません。

問い合わせ (社)埼玉県環境検査研究協会 ◎048-649-5151

問い合わせ 環境クリーン室 ◎内線390
◎<http://www.city.toda.saitama.jp/10/9135.html>